

六月二十日現在で

住民登録実態 選挙人名簿登載資格 調査を行ないます

この調査は、今までは毎年九月十五日現在で行なわれていましたが、今回公職選挙法の一部改正により、六月二十日現在で全国一斉に永久選挙人名簿登載資格調査が行なわれます。当町では、次のとおり行ないますので、調査員が皆さんのお宅を訪問しますから御協力ください。

この調査は、町内居住の住民（外国人は除く）を対象に
昭和四十一年六月二十日
調査方法

その実態を把握して、住民票の整備をはかり、町の各種行政事務の基礎資料としてじゅうぶんに活用できるようにする
六月二十日から六月二十九日まで、調査員が各世帯ごとに調査票を持って聞きとり調査に伺いますので、調査事項を確認のうえ、世帯主または世帯管理者に押印していただきます。

調査基準

選挙人名簿制度が

改正されました

改正前の選挙人名簿は、年一回調製の基本名簿と選挙執行前調製の補充名簿の二種類でしたが、年々作りかえによって起る調査漏れや誤記、二重登録等を防ぐ目的で、永久的な名簿を調製することになりました。今回公職選挙法の調製の方法

登録の申出

登録資格は六月二十日現在に十歳になられるかたを調査しより、その日まで引き続き三月以上（三月二十日以前から）伯江町に住所を有する日本国民で、満二十歳以上および本年九月三十日現在で満二十歳に達します。

永久選挙人名簿調製後に転入されるかたは、「登録の申出」が必要になり、これはいつでもできます。ただし、前住所地从ら々名簿の異動に関する文書を持って行かないと、登録の申出書だけでは移転先の名簿に載ることはできません。また、本年三月二十日以後、伯江町に転入されたかたで転入届をしてないかた、および転入届だけで登録の申出をしてないかた（転入届と同時に申出書を提出されるかたを除く）以前から住んでいたかたを除く）以前から住んでいたかたは、満二十歳に達した日以後登録の申出をしていただきます。

九月に予定されている

町長選挙には

伯江町では本年九月任期満了による町長選挙が予定されていますが、この選挙には、永久選挙人名簿は確定前のため、昨年九月十五日現在で調製した基本選挙人名簿を使用することになります。補充選挙人名簿は昨年の六月十六日から

いないかたは、一斉調査にかかわらず、この申出をしないと名簿に載ることができません。登録の申出を済ませたかたについては、あらかじめ選挙資格を調査し、名簿に登録すべき者として決定しておき、毎年三月一日と九月一日の二回、その日までに申出のあったかたについて、その後の十日間の整理期間、十日間の縦覧期間を経て三月三十日と九月三十日にそれぞれ登録を行ない、確定することになります。

永久選挙人名簿になりますと、改正前のように選挙の都度作っていた補充選挙人名簿がなくなりますので、住所を異動した場合には、登録の申出をしないかぎり、移転先の住所地の永久選挙人名簿には載ることができなくなります。